

難病（特定疾患）の疾病区分の変更等に伴う 特定疾患の変更について（案）

I. 難病（特定疾患）の見直し等について

1. 難病（特定疾患）の見直しについて

- 介護保険における特定疾患については、特定疾患治療研究事業における傷病区分を踏まえ規定しているところであるが、平成15年10月に、特定疾患治療研究事業の対象疾患の区分について以下のとおりの見直しが行われたところである。（別添参照）

- ① 「シャイ・ドレーガー症候群」に、これまで脊髄小脳変性症の一病型に分類されていた「オリーブ橋小脳萎縮症」、これまでその臨床症状から「パーキンソン病」として取り扱われていた「線条体黒質変性症」を加え、これら3疾患を包含して「多系統萎縮症」とされた。
- ② 「パーキンソン病」として総称されてきた、「パーキンソン病」、「進行性核上性麻痺」、「大脳皮質基底核変性症」という、3つの疾患群に係る包括的な疾患概念の呼称が「パーキンソン病関連疾患」とされた。

2. 「関節リウマチ」の呼称変更について

- 「慢性関節リウマチ」の疾患名については、1957年の国際リウマチ学会総会で「rheumatoid arthritis」（RA）を自国語に翻訳して使用するとの決議を踏まえ、日本ではその和訳が「慢性関節リウマチ」とされてきたところであるが、

- ① 病態解明の進展と共に治療体系が変化し、早期発見・早期治療が重要とされる今日において「慢性関節リウマチ」という用語は適当ではないこと、
- ② RAはすべてが「慢性」の経過をたどるとは言えないことなどの理由から、2002年5月の日本リウマチ学会において、「慢性関節リウマチ」の呼称が「関節リウマチ」との呼称に変更されたところである。

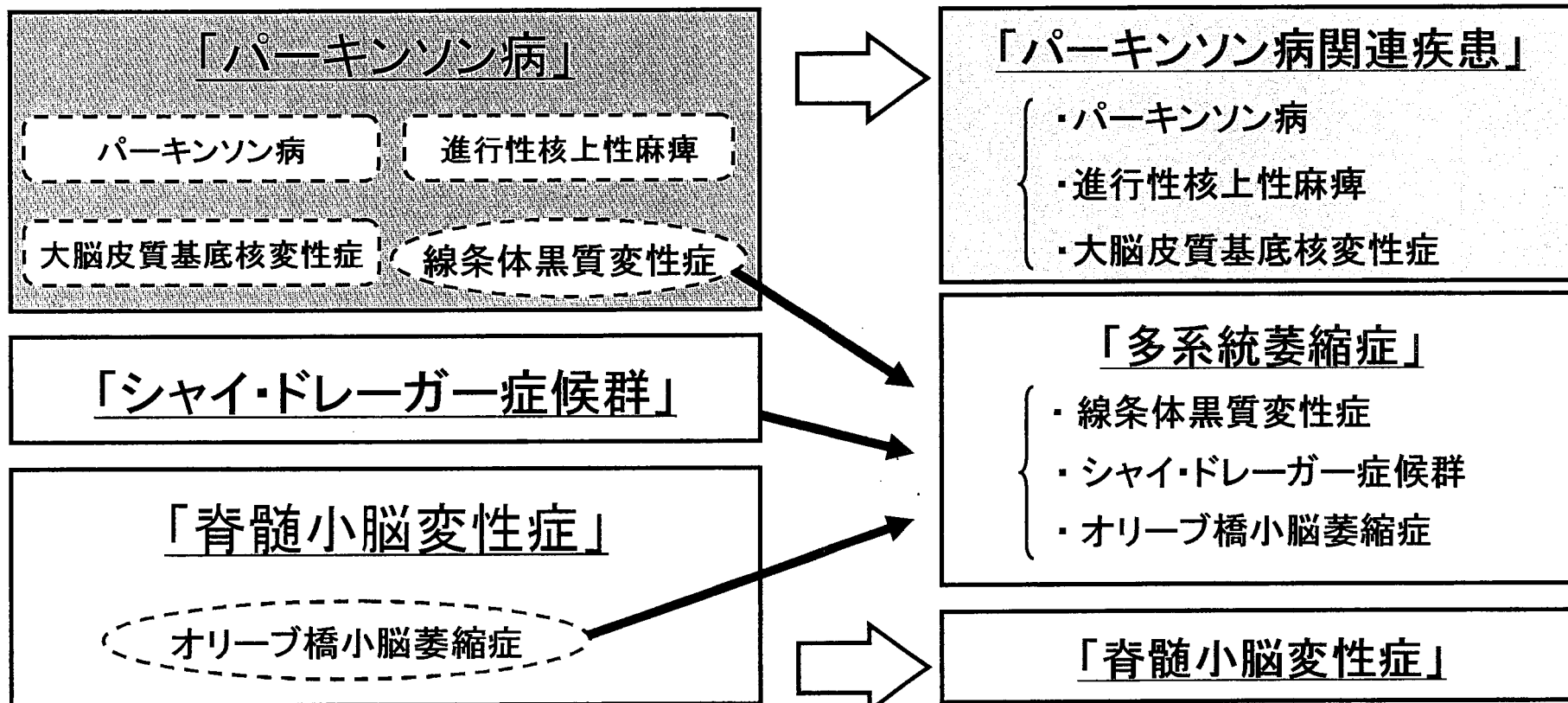
Ⅱ. 特定疾病における取扱いについて

- こうした難病の見直しによる「多系統萎縮症」、「パーキンソン病関連疾患」といった、新たな疾患区分について、特定疾病の要件に照らし合わせた場合の該当性についての検討を行うため、必要な医学的知見を収集していたところであるが、今般、難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)「特定疾患の疫学に関する研究班による報告」や、日本神経学会をはじめとする神経内科学の専門家によるヒアリングを踏まえ、特定疾患の区分の変更に併せた特定疾病の見直しを行うこととする。
- また、現行の「慢性関節リウマチ」については、日本リウマチ学会における呼称の変更等を踏まえ、このたびの政令改正に併せ、名称の変更を行うこととする。
- なお、上記の特定疾病の見直しについては、既に特定疾病の対象とされている疾病の区分又は名称の見直しに止まるものであり、本改正に伴い、特定疾病の対象範囲が拡大するものではない。

別添

現行の特定疾病のうち、傷病の医学的分類の変更や、
名称の変更が行われた疾病の取扱いについて

(1) 傷病の医学的分類に変更がなされたもの



(2) 名称の変更がなされたもの

